

泉区歯科医師会福祉共済部規約

Izumi Dental Association

IDA

泉区歯科医師会

令和3年4月1日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この部会は、泉区歯科医師会福祉共済部（以下「本部」という。）という。

(目的)

第 2 条 本部は、相互扶助の精神に則り、会員の福祉の増進を図ることを目的とする。

(構成)

第 3 条 本部は、泉区歯科医師会（以下「本会」という。）会則第 5 条に定める正会員のうち、次に掲げる会員により構成される。

1. 泉区内に診療所を開設している第 1 種会員
 2. 第 2 種会員
- 2 項 前項の規定に該当しない正会員、準会員又は特別会員が加入を希望する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(負担金)

第 4 条 第 3 条に規定する構成員は、別に定める一時負担金及び福祉共済費を納入する義務がある。

- 2 項 一時負担金並びに福祉共済費の額及び支払い方法は、理事会で協議し、総会で決定する。
- 3 項 本部は、特別の事由にて本規約に規定していない給付を実施する場合、別に臨時の負担金を徴収することがある。
- 4 項 構成員は、退会に際し福祉共済等の各種給付に関する受給資格を失い、支払った一時負担金及び福祉共済費の返還を求めることはできない。

(資格)

第 5 条 第 3 条に規定する構成員は、本会に入会した日から本部の受給資格を得る。

- 2 項 第 3 条 2 項に規定する構成員は、別に定める一時負担金及び福祉共済費を納入した日から本部の受給資格を得る。
- 3 項 第 7 条に掲げる死亡給付金及び高度障害給付金については、加入する生命保険会社が定める責任開始日から受給資格を得る。

第 2 章 役員

(役員)

第 6 条 本部の運営は、本会会則第 12 条に定める役員が管掌する。

第 3 章 事業

(事業)

第 7 条 本部は、次の事業を行う。

1. 死亡給付金

2. 高度障害給付金
 3. 慶事給付金
 4. 疾病・傷害時給付金
 5. 災害時給付金
 6. 流行性感染症等対策給付金
- 2項 給付金の詳細は、別に定める。

(給付金の請求)

第8条 第3条に規定する構成員は、前条に掲げる給付金等の対象となる事象が発生した場合、本会へその給付を請求する。

2項 請求期限は、原則として事後6か月とする。

第4章 会議

(会議)

第9条 本部の会議は、本会会則第19条に定める理事会で協議し、決定する。

第5章 会計

(会計)

第10条 本部の会計は、特別会計とし、本会会則第18条に定める総会にて報告する。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第11条 本規約の変更は、本会会則第18条に定める総会の議決を要する。ただし、細則の変更は、その限りではない。

2項 本規約に係る決議は、特段の指定がない限りその翌日から施行される。

付則

施行 平成27年4月1日

施行 平成29年4月1日

施行 平成29年4月1日

施行 平成30年4月1日

施行 令和3年4月1日

細則

- 第1条 本部は、構成員の死亡及び高度障害に関する事業の一部を生命保険会社が運営する団体生命保険により実施する。
- 2項 本規約第3条に規定する構成員は、前項に規定する団体生命保険に加入しなければならない。ただし、当該団体生命保険の約款により、加入できない場合がある。
- 第2条 本規約第7条に掲げる事業の詳細は、次のとおりとする。
1. 死亡給付金
 - 1) 構成員が死亡した場合
 - (1) 団体生命保険に加入している場合 4,000,000円
 - (2) 団体生命保険に加入していない場合 300,000円
 - 2) 構成員の家族が死亡した場合
 - 配偶者 50,000円
 - 両親 30,000円
 - 同居している、配偶者の両親 30,000円
 - 子供 30,000円
 2. 高度障害給付金
 - 1) 団体生命保険に加入している場合 4,000,000円
 - 2) 団体生命保険に加入していない場合 300,000円
 3. 慶事給付金
 - 1) 結婚祝い 30,000円 1回限り
 - 2) 敬老祝い 50,000円 75歳に達した時に1回限り
 4. 疾病・傷害時給付金 30,000円 日帰り入院を含む入院1回につき
 5. 災害時給付金
 - 1) 火災、自然災害又は人災等により診療所又は自宅が一部損壊した場合
30,000円
 - 2) 損壊の程度が甚大と判断される場合
 6. 流行性感染症等対策給付金
 - 1) 流行性感染症等において、会員若しくはその職員の感染又は感染した患者の来院等により、医院の臨時休診を余儀なくされた場合
 - 2) 地域の感染拡大等によって生じる様々な事象に対応する場合
- 2項 各給付金の対象となる事象は、資格を取得した日以降に発生したものとする。
- 3項 構成員は、死亡給付金及び高度障害給付金を、重複して受給することはできない。
- 4項 災害時給付金2)及び流行性感染症等対策給付金の支給判断及びその額は、都度理事会で協議し、決定する。
- 5項 本会は、前項の支給の際に臨時会費の徴収をもってこれを補充することがある。
- 第3条 構成員が死亡した場合の死亡給付金の受給者は、「法定相続人」とする。

2項 死亡給付金以外の受給者は、原則として会員本人とする。

第4条 福祉共済部一時金及び福祉共済費は、次のとおりとする。

1. 本部加入時の福祉共済部一時負担金 300,000円
2. 福祉共済費 3,000円／月

第5条 本細則は、特段の事由がない限り理事会で協議し、変更することができる。

2項 本細則に係る決議は、特段の指定がない限りその翌日から施行される。

付則

施行 平成26年4月1日

施行 平成29年4月1日

施行 令和元年9月27日

施行 令和3年4月1日